

2026年（令和8年）第4回総会議事録

- 1 告示年月日 2026年（令和8年）4月16日（木）
- 2 通知年月日 2026年（令和8年）4月16日（木）
- 3 開催年月日 2026年（令和8年）4月30日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 2026年度（令和8年度）福山市農業委員会活動計画（案）について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 佐藤 泰造 8番 石井 洋子
9番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 11番 能宗 秀典 12番 下江 京子
13番 須藤 薫雄 14番 山本 利行 15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員
3番 沖 賢二 7番 小林 輝仁
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局長 徳永 嘉則 事務局長補佐 大段 雅之
事務局調整員 杉原 信広 事務局 白石 奈津美
松永出張所 花田 宏 北部出張所 中元 進也
神辺出張所 板谷 浩司 沼隈出張所 新井 厚志
以上 8名

1 1 議事内容
午前 1 0 時 0 0 分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから 2 0 2 6 年（令和 8 年）第 4 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数 1 5 名のうち、出席委員 1 3 名、欠席委員 2 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 1 0 条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 6 番 ^{さとう}佐藤 ^{たいぞう}泰造委員と 議席番号 1 2 番 ^{しもえ}下江 ^{きょうこ}京子委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2 0 2 6 年（令和 8 年）第 4 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず、議案書次第の 4 議事欄、議案書 2 ページの議案第 2 号並びに議案書別冊目次、議案書別冊 8 ページの議題欄について、「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」に訂正です。 次に、議案書（別冊）についてです。 まず、8 ページ 2 番について、施設欄を「住宅 1 棟」から「農家住宅 1 棟」に訂正です。併せて、備考欄に「経営面積：1,603 m²」を追加です。 次に、8 ページ 3 番について、申請人より取下げ願いがあったため取下げ

事務局 (続き)	です。 次に、１８ページ２３番について、沼隈町大字下山南字菅野薬師廻り1712-1を削除です。 追加・訂正事項等は以上となります。
議 長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について報告します。 東部地区では、４月２３日の午前８時４５分から現地調査を行い、午前１１時から、市役所３階 小会議室において、地区協議会員７名全員の出席により、議案第１号５件、議案第３号２件、議案第５号１件、合計８件について審議しました。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１ページ１番から２ページ５番について報告します。 １番は、申請地の蔵王町の畑６筆、２，８８５．９５㎡について、蔵王町一丁目の渡人から、親族である蔵王町一丁目の受人が譲り受けて、果樹、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。 ２番と３番は関連案件です。 ２番の大門町の田１筆、１９５㎡と３番の田１筆、１２９㎡について、大門町の受人、渡人が交換し、営農活動の効率化を図るものです。 ４番は、申請地の春日町の田１筆、３８９㎡について、草戸町四丁目の渡人から、春日町の受人が譲り受けて、水稻を耕作して経営規模の拡大を図るものです。 ５番は、申請地の川口町三丁目の田１筆、４０４㎡について、新涯町三丁目の渡人から、川口町四丁目の受人が譲り受けて、畑として耕作、野菜栽培をして新規就農を図るものです。 いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。

委 員 4 番 野 田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、4月24日の13時から現地調査を行い、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中10名の出席により、議案第1号8件、議案第2号2件、議案第3号4件、合計14件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から13番について報告します。 6番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 7番は、箕島町の受人が、京都府京田辺市きょうたなべしの渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 8番は、沼隈町の受人が、西新涯町の渡人から申請地に貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。 9番は、熊野町の受人が、東深津町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。 10番は、熊野町の受人が、千田町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。 11番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、経営規模を拡大するものです。 12番は、田尻町の受人が、鞆町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 13番は、曙町の受人が、向陽町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石 井	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、4月24日の午前9時45分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階 11会議室で協議会を開催しました。

委員 8 番 石井 (続き)	委員 6 名中 5 名の出席により、議案第 1 号 3 件、議案第 4 号 1 件、合計 4 件について審議いたしました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 4 番から 1 6 番について報告します。 1 4 番は、今津町六丁目の受人が、東村町の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 1 5 番は、松永町四丁目の受人が、金江町の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 1 6 番は、尾道市の受人が、金江町の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委員 1 0 番 安原	北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、4 月 2 4 日の午後 0 時 1 0 分から、関係者により現地調査を行い、午後 3 時 3 0 分から北部支所 3 階 3 0 2 会議室で協議会を開催しました。 委員 1 3 名中 1 2 名の出席により、議案第 1 号 1 3 件、議案第 3 号 4 件、議案第 4 号 5 件、合計 2 2 件について審議いたしました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 4 ページ 1 7 番から 6 ページ 2 9 番について報告します。 1 7 番は、芦田町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、新規就農するものです。 1 8 番は、芦田町の受人が、尾道市向東町の渡人から申請地を譲り受けて、水稻や野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 1 9 番は、芦田町の受人が、同町の渡人 2 人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、水稻や野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 2 0 番は、加茂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、水稻、野菜、果樹を栽培し、経営規模を拡大するものです。 2 1 番は、加茂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽

委 員 10番 安原 (続き)	培し、新規就農するものです。 22番は、加茂町の受人2人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、新規就農するものです。 23番は、藤江町の受人が、駅家町の（亡）渡人の遺言執行者から申請地の遺贈を受け、野菜、イチジクを栽培し、新規就農するものです。 24番は、府中市僧殿^{そうどのちょう}町の受人が、大阪府豊中市及び広島市西区の渡人2人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。 25番は、駅家町の受人が、広島市安佐南区の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、新規就農するものです。 26番は、駅家町の受人が、府中市中須町の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。 27番は、新市町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 28番は、新市町の受人が、東京都小金井市の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。 29番は、新市町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、水稻、麦、豆を栽培し、新規就農するものです。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 須藤	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、4月24日の午前9時から現地調査を行い、午前10時10分から神辺支所2階 21会議室において、地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号4件、議案第5号1件、合計5件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の30番から33番について報告します。 30番は、申請地の湯野の畑610㎡について、千葉市稲毛区の渡人から、道上の受人が譲り受けて、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。 31番は、申請地の上御領の田2筆、計1,729㎡について、上御領の

委 員 1 3 番 須藤 (続き)	渡人から、同地区の農地所有適格法人が期間を定めない賃借権を設定して借り受けて、水稻を栽培して耕作管理代行をするものです。 3 2 番は、申請地の上御領の田 1, 0 3 5 m²について、上御領の渡人から、同地区の農地所有適格法人が期間を定めない賃借権を設定して借り受けて、小麦を栽培して耕作管理代行をするものです。 3 3 番は、申請地の上御領の田 2 筆、計 1, 3 6 0 m²について、上御領の渡人から、同地区の農地所有適格法人が期間を定めない使用賃借権を設定して借り受けて、小麦を栽培して耕作管理代行をするものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入りますが、安原委員と須藤委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第 3 1 条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。
委 員	(安原委員・須藤委員 退席)
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	採決が終わりましたので、安原委員と須藤委員は入室・ご着席ください。
委 員	(安原委員・須藤委員 着席)
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番から 2 番について報告します。 1 番は、南本庄の申請人が、申請地を貸露天駐車場、貸露天資材置場及び貸露天作業場に整備するものです。 転用完了後は、自身が代表取締役を務める法人に貸し出す計画です。申請人が当該法人の代表取締役であることは、法人の登記事項証明書にて確認しています。場所は、人権交流センターより、南に約 1 0 0 メートルの位置です。 2 番は、山手町の申請人が、申請地に農家住宅を 1 棟建築するものです。申請人は、1, 6 0 3 ㎡の農地で農業経営をしているため、本申請に至りました。場所は、山手小学校より、西に約 2 0 0 メートルの位置です。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。

事務局	議案第２号のすべての案件については、農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第３種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第２種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。説明は以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全 員 挙 手 —
議長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 １番 佐藤	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の９ページ１番と２番について報告します。 １番は、渡人の親族である大阪府吹田市の受人が、申請地の坪生町の畑１筆、２１１㎡について、使用貸借権で借り受けて、宅地の拡張をするものです。場所は、坪生町と笠岡市境から西へ約２００メートルの位置です。 ２番は、明王台の受人が、申請地である横尾町一丁目の畑２筆、２１７㎡

委 員 1 番 佐藤 (続き)	について、笠岡町の渡人から譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。場所は、盈進中学高等学校から南へ約 200 メートルの位置です。 現地調査の結果、いずれも日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 3 番から 6 番について報告します。 3 番は沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、山南小学校より西に約 200 メートルの位置です。 4 番及び 5 番は関連案件です。沼隈町の受人が、沼隈町及び地吹町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、沼隈体育館より北に約 100 メートルの位置です。 6 番は横浜市の受人が、愛知県岩倉市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。受人は、隣接地の宅地に住宅兼事務所を建築し、転居する計画であるため、本申請に至りました。場所は、内海支所より南東に約 1000 メートルの位置です。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 10 ページ 7 番から 10 番について報告します。 7 番は、広島市西区の法人が、加茂町の渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、加茂交流館の北へ約 2.8 キロメートルです。 8 番から 10 番は、駅家町の法人が、同町の渡人 3 人から申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するものです。場所は、北部支所の南東へ約 1.6 キ

	ロメートルです。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第３号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第３種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第２種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第３号「８番」から「１０番」は転用後一体利用予定で、転用面積の合計が３０アールを超える案件であるため、常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長	次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石 井	議案第４号「非農地証明について」の１番について報告します。 １番は、柳津町五丁目の申請人が、昭和６２年４月頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、長草田池から北へ約１６０メートルのところではす。 なお、１番は農振農用地区域内の農地ですが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安 原	議案第４号「非農地証明について」の１１ページ２番から６番について報告します。 ２番は、府中市高木町の申請人が、平成２２年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野になっているものです。場所は、旧服部小学校の北西約１．８キロメートルです。 ３番は、駅家町の申請人が、平成２３年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林になっているものです。場所は、服部大池の北東約１キロメートルです。 ４番は、駅家町の申請人が、昭和４５年４月頃から耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し山林になっているものです。場所は、旧服部小学校の西約１．４キロメートルです。 ５番は、駅家町の申請人が、昭和４０年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し原野になっているものです。場所は、旧服部小学校の南西約１．４キロメートルです。 ６番は、新市町の申請人が、昭和４２年から宅地への進入路及び石垣として利用し、現在に至っているものです。場所は、網引小学校の北約１．３キロメートルです。 現地調査を行いました、いずれも農地性はなく、農地への復元も困難で

	あり、証明妥当と判断しました。 なお、2番、3番、4番、1158番地以外の5番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番の内、東部地区所管分について報告します。 1番は、同居の子である川口町四丁目の相続人が、申請地の川口町四丁目の田1筆、565㎡と川口町五丁目の田1筆、151㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として申請されたものです。 申請地は畑として管理されており、申請人は農機具等も保持しており、引き続き営農継続可能と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。

委 員 1 3 番 須藤	議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の 1 番について、先ほどの東部地区所管分につき、神辺地区所管分について報告します。 同居の子である川口町四丁目の相続人が、申請地の神辺町大字下竹田の田 7 筆、計 4, 9 3 3 m²を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として申請されたものです。 現地確認を行いました、申請地は農地として適正管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 5 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第 6 号「2 0 2 6 年度（令和 8 年度）福山市農業委員会活動計画（案）について」を上程します。 事務局から説明してください。
事務局	議案第 6 号「2 0 2 6 年度（令和 8 年度）福山市農業委員会活動計画（案）について」をご説明いたします。資料をご覧ください。 はじめに、組織活動についてです。 総会については、毎月末に開催をすることとして、計 1 2 回を予定しています。総会では、農地の権利移動や転用の許可案件以外の案件として、6 月と 1 2 月に「農業振興地域整備計画変更の諮問に対する答申について」を議

事務局 (続き)	題とする予定です。 総会に諮る議題や協議事項がありましたら別途議案を追加することになりますのでよろしくお願いします。 次に、農地調整協議会についてです。農地法その他の関係事項についての申請案件等は、市内５地区の農地調整協議会を経て総会で審議されることとなるため、毎月２５日を中心に開催することとしています。 また、役員会については５月と８月に、研修については、全体研修を７月と１月に、視察研修を１１月に実施予定としています。さらに、推進委員を対象としたタブレット研修も別途計画しています。なお、視察研修におきましては、視察先の都合により日程が若干前後する可能性がありますのでご承知おきください。 次に、農地利用状況調査への取り組みです。本年度についても、８月から１０月にかけて、農地利用最適化推進委員を中心に遊休農地等の調査を実施予定としています。 次に、最適化活動強化月間についてです。中間管理事業の取りまとめの月である４月、９月、１月とその前月の２ヶ月間を最適化活動強化月間と定め、取り組みの推進をするものです。 次に、昨年度から実施している地域計画にかかる農地所有者等の意向確認について、今年度も引き続き年間を通して取り組んでまいります。これは、例年、農地の利用意向調査を年間通じて取り組んでいただき、その結果を遊休農地解消や農地の有効利用に役立ててきましたが、本市におきましても地域計画が２０２５年（令和７年）３月に策定されたことにより、改めて昨年度から活動計画の項目とさせていただきました。 この地域計画については、策定して完了というものではなく、随時変更されていくものとなっています。農業委員会は、地域計画を変更していくための重要な要素である目標地図をブラッシュアップしていくことと農林水産省が定めています。このため、新たに強化月間を定めて、目標地図作成のための農地所有者等の意向確認について、推進委員を中心に行っていただくことを計画おります。今後、意向確認の具体的な方法などについては、改めて総会でお諮りする予定としています。 最後にその他の活動として、農業者年金相談活動や全国農業新聞新規購読の推進について随時取り組んでいく計画としています。説明は以上です。
---------------------	--

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員 6 番 佐 藤	農地パトロールについて、我々西部ブロックの推進委員より声をいただいているので、お願いという形で述べさせていただきます。 農地パトロールの目的は遊休農地の調査ということですが、調査後、その結果がどのように施策に活かされているかということを示していただいた上で、実効性のあるような形で今年度は実施していただければと思っています。
事務局	貴重なご意見をありがとうございます。佐藤委員がおっしゃるように、調査をするだけでなく、それをどう活かしていくかが重要なファクターだと事務局でも考えております。この点については、改めて事務局で検討を重ね、今年度調査実施時には流れ等をお示しできればと考えています。以上です。
議 長	他に、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり承認することに決定します。
議 長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の 13 ページから 20 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取

事務局 (続き)	得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、28件を事務局長専決で受理しました。 次に、21ページから24ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び25ページから31ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4条16件、5条40件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、32ページの「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請書の承認について」です。 転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが、履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。これについて1件の履行延期承認申請があり、当初計画されていた農地法第5条転用許可の完了予定日について、延期することを承認したものです。 次に、33ページから34ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が9件ありました。 次に、35ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。 最後に、36ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、4件を受理しました。 専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして2026年（令和8年）第4回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。

事務局長	委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 以上を持ちまして総会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。
------	--

午前１０時４８分閉会